

**登下校及び登降所の負担軽減と、
学童保育の質と量の確保のために**

2026年3月 町田市議会 矢口まゆ

学童の待機児童の現状

- 新年度利用開始の申込者全入期間に申し込みが間に合えば、低学年と障がいのある児童は必ず入会できる。

→そのため待機児童は存在しないというのが町田市の見解

- 2025年度 学童待機数

	4月1日時点	7月1日時点	8月1日時点
待機のあるクラブ	9クラブ	7クラブ	14クラブ
待機数	72名	50名	69名

- 待機児童＝保育が必要なのに利用できない。留守番をさせる？親が仕事を辞める？親の病気が保育理由ならどうなる？

4月からの一斉入会の申し込み期間の後から保育が必要となった家庭も高学年の家庭も「待機」している。サービスの拡充は必要。

町田市の現状

学童に入れなかった時に利用するサービス

- 保育園の、学童一時預かり
- ファミリーサポートセンター事業

誰かが見ている「保育サービス」
学童一時預かりは待機が多い地域は供給少ない
ファミサポはマッチングがうまくいかない可能性
があり、日常的に利用するには費用負担が課題

- 子どもセンター
- 子どもクラブ

子どもが一人で利用できる遊び場、居場所
開館時間が10時～
平日休みもある。ランドセル来館ができないため一旦帰宅が必要。保育の提供はない。

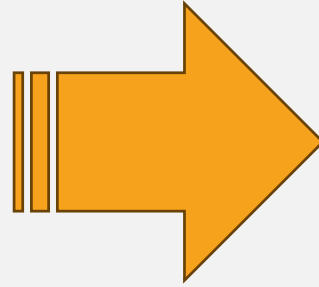
- 習い事やその他民間の保育サービス

家庭が全額自費で対応するもの
選択的で自由度が高いが家庭の負担大

- 留守番 ✕

大人の目が必要、サポートが必要と
考えているから学童に申し込んでいるのでこの選択肢はNG

以下の解決策



全て未実施

子どもセンター
子どもクラブ

開館時間が10時
平日休みもある
学校から真っ直ぐ
行けない

開館時間を早める
平日休みを少しでも減らす
ランドセル来館を導入する

習い事やその他
民間の保育サービス

選択的で自由度が高
いが家庭の負担大

習い事等の利用に対して補助金を出す
東京都シッター助成の実施
民設民営の学童への補助実施

現状、町田市では1学校1学童しか選択肢がない。

その学童があまり子どもにあっていなかったら？→辞めても他に選択肢がない。

町田市の 学童退会理由

- 2025年4月1日～
2025年12月31日に
退会のあった児童の退会理由。

退会理由	件数	割合 (%)
留守番できるようになったため	419	45.2%
まちともを利用するため	169	18.2%
その他	96	10.3%
習いごとに通うため	86	9.3%
家庭保育が可能なため	57	6.1%
育休取得のため	40	4.3%
入会要件を満たさなくなったため	39	4.2%
転居のため	22	2.4%
計	928	100.0%

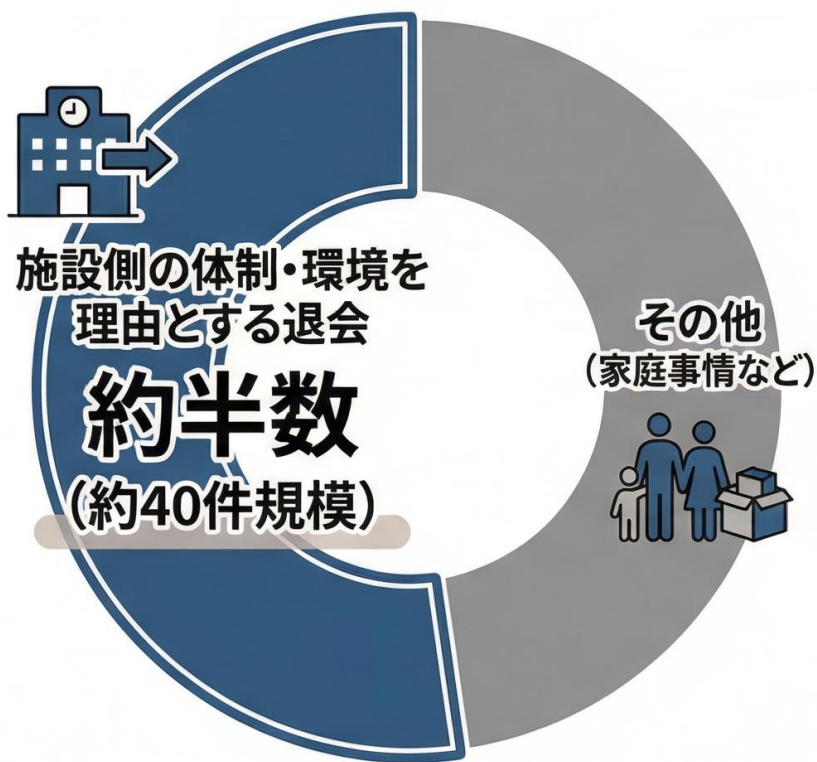
※割合は小数点第2位を四捨五入しています。

学童保育退会理由の自由記述欄を分析すると

町田市 学童保育退会理由における環境要因の傾向

集計期間：2025年4月1日～2025年12月31日

全体傾向 **(自由記述欄内のみでの傾向分析)**



家庭事情を除く自由記述では、施設側の体制・環境を理由とする退会が約半数 (約40件規模) を占める

主な論点の概要



① 児童間トラブル・安全確保

- ・児童同士の喧嘩やいじめへの不安
- ・安全管理体制の不十分さに対する懸念
- ・怪我や事故のリスク



② 指導・見守り体制

- ・指導員の人数不足や経験不足
- ・個別の配慮や適切な対応の欠如
- ・見守りの質に対する不満



③ 施設環境・運営ルール

- ・施設の狭さや老朽化、衛生面の懸念
- ・柔軟性に欠ける運営ルール
- ・利用時間や料金体系の不便さ

施設への訴え後も改善が見込めないとの受け止めが、不信感につながっている事例



保護者からの要望や指摘に対して改善がなされない場合、不信感が増大し、退会に至るケースが見られる。

保護者側では、頻繁な呼び出しや保護者会負担が就労継続・両立に影響



頻繁な呼び出しや保護者会の業務負担が重く、仕事との両立が困難になり、退会を選択する家庭がある。

学童保育退会理由の自由記述欄を分析すると



【児童間トラブル・安全確保】

叩く・蹴る・暴言・いじわる等のトラブル



訴えても改善が見込めないとの受け止め



集団に馴染めない・同学年不在による孤立



【指導・見守り体制】

利用人数に対し職員配置が不足し十分な見守りが難しい



問題行動の把握不足・放置との指摘



※注意点

過度な叱責や高圧的態度が通所拒否につながる事例



※注意点



【保護者対応】

トラブル時の説明が不明瞭



児童への一方的対応と受け止められる事例



※注意点

頻繁な引き取り要請が就労継続に影響



【施設環境】



利用人数の多さや騒音により静かな環境を望む児童が不応



【運営ルール】



学校統合に伴う学童統合で環境・見守りの大人が大きく変化



保護者会活動の負担が就労との両立を難しくしている



※本資料は、自由記述から読み取れる事実の集約として作成
議会資料向け横長2枚目 2025年集計

他市の状況

町田市のように選択的ではない自治体がどれだけあるのか？

↓の八王子の事例のように、そもそも入会申請で、希望学童を選択できる自治体も多い。

氏名		タカオ ムササビ		性別	
入所希望児童	氏名	高尾 おささび	性別	女	
生年月日	令和8年度中の学年を記入		第1希望		
通学校名	(新) 年生		第2希望		
			第3希望		
			第4希望		

学童保育所一覧を参考に、入所希望施設を最大4つまで記入

<https://kosodate.city.hachioji.tokyo.jp/material/files/group/13/R8bosyuannai2.pdf>

人口20万人以上	学童申し込み	民設民営への補助
町田市	選択的でない（記入欄は第二希望までであるが1学校1学童）	
八王子市	第四希望まで	
三鷹市	選択的でない	
府中市	選択的でない	あり
調布市	第四希望まで	
小平市	選択的でない	あり
西東京市	第二希望まで	

選択的でない自治体は、上記7自治体中町田市含めて2自治体のみ。

東大和市の事例

令和8年度 東大和市

「学童保育所」・ 「ランドセル来館」申請案内



○申請できる方 (詳しくは4ページ及び11ページ)

次の全てにあてはまる方が申請できます。

- ・お子さんが市内に住んでおり、小学校に通っている方
- ・労働などによって、放課後のお子さんの監護ができない方
- ・過去に学童保育所を利用している方(兄弟を含む)で、育成料等の未納が6か月以上ない方(ランドセル来館申請者も要件です)

○申請受付の期間 (詳しくは5ページ)

- ・令和8年4月1日から利用開始したい場合(期限必着)

一次申請期間	令和7年12月5日(金)～令和8年1月15日(木)
二次申請期間	令和8年1月16日(金)～令和8年2月20日(金)

※ 令和7年度に利用している方も、毎年度申請が必要です。

なお、令和8年4月1日からの利用を希望する場合は、二次申請期限の令和8年2月20日(金)が申請受付締切となります。

※ 二次申請は、一次申請の決定後に空きがある場合のみ入所できるため、二次申請以降は高い基準点であっても一次申請で満員になった場合は、保留(待機)となります。

このため、できるだけ一次申請期間中にご申請ください。

- ・令和8年5月1日以降に利用開始したい場合(期限必着)

入所希望月	受付締切	入所希望月	受付締切	入所希望月	受付締切
5月入所	4月15日(水)	9月入所	8月14日(金)	1月入所	12月11日(金)
6月入所	5月15日(金)	10月入所	9月11日(金)	2月入所	1月15日(金)
7月入所	6月15日(月)	11月入所	10月15日(水)	3月入所	2月12日(金)
8月入所	7月15日(水)	12月入所	11月13日(金)		

【問合せ】

東大和市教育委員会 教育部
青少年課 青少年育成係
☎042-563-2111 内線1742～1744

○学童保育所・ランドセル来館の概要

	学童保育所	ランドセル来館	<参考>児童館の利用 ※詳細は、直接各児童館にお問い合わせください。
対象者	申請要件を満たす保護者の児童		市内在住・在勤・在学の18歳未満の児童、乳幼児親子
利用方法 利用期間	各年度事前申請(定員あり) 平日は、放課後直接来所 入所承認期間内	各年度事前申請(定員なし) 平日は、放課後直接来館 入所承認期間内	来館当日までに利用登録 (定員なし) 平日は、一度帰宅後来館 最大3年間有効
実施日時	月～土曜日(祝日・年末年始の 12/29～1/3を除く)	月～土曜日(祝日・年末年始の 12/28～1/3を除く)	月～土曜日(祝日・年末年始の 12/28～1/3を除く)
	平日 放課後～午後7時 土曜日及び学校休業日 午前8時～午後7時 ※午後6時～午後7時は延長保育 ※午後5時～午後7時はお迎え必須	平日 放課後～午後5時 土曜日及び学校休業日 午前8時30分～午後5時	午前10時～正午 午後1時～午後5時(小学生) ※正午～午後1時は、お弁当持参した場合、館内で食事ができます。持参しない場合、一旦退館となります。 ※選挙や施設管理等による臨時閉館あり
実施場所	学童保育所専用育成室	児童館または学校施設の一部	児童館
費用	育成料 4,500円 間食費 1,500円 延長育成料(月額) 2,500円 延長育成料(日額) 500円 ※育成料・延長育成料は要件に該当する世帯は無料	無料	無料
実施内容	各学童保育所が計画したプログラムで、放課後児童支援員などによる集団保育。障害児等には加配制度あり。	学校から直接児童館を利用できる直接来館事業。児童館内での自由遊びや行事への参加。児童館職員による全体的な見守りのみ(個別の状況に応じた保育はありません。)	帰宅してから児童館での自由遊びや行事への参加。児童館職員による全体的な見守りのみ
連絡等	・連絡帳で事前に利用日、降所時間等を連絡 ・利用日に児童が来所しない場合は保護者に連絡。 ・出席印の押印 ・クラブでの様子を記載 ・メーリングリストあり ・登下校メールシステムが利用できます。	・連絡帳で事前に利用日、降所時間等を連絡 ・利用日に児童が来所しない場合は保護者に連絡。 ・出席印の押印 ・重要な連絡事項のみ記載 ・メーリングリストあり	なし ※緊急時は登録された保護者に連絡します。
発行者等	クラブだより月1回配布	なし	じどうかんだより月1回設置
間食の提供	あり	なし	なし
その他	利用途中の一次退出や、塾や習い事等の後の利用はできません。例外は、夏休み中の学校のプールや補習等の学校が主催する行事や通院のみとなります。		利用中の出入り自由

東村山市のランドセル来館

ランドセル来館事業とは？

保護者の就労等の理由により家庭での保育が困難な場合、児童が学校から帰宅せずランドセルを背負ったまま直接近隣の児童館へ行くことができる制度です。児童の入退館時刻をタイムリーにお知らせし、ランドセルは館内の鍵のかかるロッカーや安全な場所で保管をします。ほかの来館者と同様に児童館内で遊んだり、宿題をして過ごすことができ、児童クラブほどの育成支援を必要としているわけではなく、児童館職員による定期的な見守りがある中で安全安心な放課後の居場所を必要としているかたはご検討ください。

●利用対象者 (下記のすべての要件に該当する児童)

- ・東村山市在住または東村山市内小学校在学の1年生から6年生
- ・保護者が就労・介護・障害・疾病・看護等により、放課後に家庭での保育を受けることが困難な児童
- ・児童一人で来館・帰宅ができ、身の回りのことが自分でできる児童

●利用時間 下校後 17時45分まで



●その他

- ・おやつを提供はありません。
- ・三季休業日は本事業の対象外です。ただし、児童館は通常通り利用ができます。
- ・事業への登録や利用は無料です。

(ランドセル来館イメージ)

